

東京都個人情報取扱事務要綱（解説編）

〔16生広情報第708号〕
平成17年3月31日

本解説は、主に法第5章〔行政機関等の義務等〕第2節〔行政機関等における個人情報等の取扱い〕に定める事務処理について定めたこの要綱に関するものである。

法第5章については、国が以下ガイドライン等を策定しているため、必ず参照すること。

- ・『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）』
〔令和4年1月（令和4年9月一部改正）個人情報保護委員会〕
- ・『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』
〔令和4年2月（令和4年10月一部改正）個人情報保護委員会事務局〕

＊都が設立した地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）は法第2条第11項第4号に基づき法第16条第2項第4号から除かれるため『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』〔平成28年11月（令和4年9月一部改正）個人情報保護委員会策定〕等も参照すること。

なお、本解説は、法第3章第3節〔地方公共団体の施策〕及び法第6章〔個人情報保護委員会〕の規定に関連するものも含まれるため、必要に応じ以下文書も参照すること。

- ・『個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）』
〔令和4年2月（令和4年4月更新）個人情報保護委員会事務局〕

なお、特定個人情報については、これに関する国の各種ガイドライン等も参照すること。

目次

- 第1 趣旨¹
- 第2 管理体制²
- 第3 報告事項³
- 第4 審議会の意見聴取等⁴
- 第5 苦情相談⁵
- 第6 事業者指導⁶
- 第7 委託等⁷
- 第8 その他

¹ 東京都個人情報の保護に関する条例（東京都条例第113号。以下「旧条例」という。）第1章等

² 旧条例第3章〔実施機関における個人情報の管理〕及び第4章〔保有個人情報の利用及び提供〕

【→法第5章〔行政機関等の義務等〕第2節〔行政機関等における個人情報等の取扱い〕】

³ 旧条例第3章から第5章「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等」まで

【→法第5章第2節及び第4節〔開示、訂正及び利用停止〕】

⁴ 旧条例第7章〔東京都情報公開・個人情報保護審議会〕

【→法第5章第6節〔雑則〕第129条〔地方公共団体に置く審議会等への諮問〕】

⁵ 旧条例第6章〔救済の手続〕及び第8章〔民間部門の個人情報の保護〕

【→法第3章〔個人情報の保護に関する施策等〕第3節〔地方公共団体の施策〕第14条〔苦情の処理のあっせん等〕及び法第5章第6節第128条〔行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理〕、法第6章〔個人情報保護委員会〕第4節〔雑則〕第170条〔地方公共団体が処理する事務〕、個人情報の保護に関する法律施行令第40条〔地方公共団体の長等が処理する事務〕】

⁶ 旧条例第8章

【→法第6章第2節〔監督及び監視〕第1款〔個人情報取扱事業者等の監督〕及び第4節第170条、個人情報の保護に関する法律施行令第40条】

⁷ 旧条例第3章第8条から第9条まで

【→法第5章第2節第66条第2項及び第67条等】

第1 趣旨

【解説1】

この要綱「第1 趣旨」は、この要綱の趣旨及び用語の定義を定めたものである。
主に参照する必要がある法令等は以下のとおり。

- 法第5章〔行政機関等の義務等〕第1節（総則（法第60条））及び第2節〔行政機関等における個人情報等の取扱い〕（主に法第61条から第70条まで⁸⁾ ⁹⁾
 - ＊ 地方独立行政法人については、法第4章〔個人情報取扱事業者等の義務等〕第2節〔個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務〕（ただし第31条から第39条までを除く¹⁰⁾）。
- 番号利用法第1章〔総則〕及び第2章〔個人番号〕、第4章〔特定個人情報の提供〕
- 東京都情報公開条例第1章（総則）及び第3章〔情報公開の総合的な推進〕
- 東京都情報公開事務取扱要綱第1〔趣旨〕及び第2〔情報公開に係る都の窓口〕

（趣旨）

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に定める事務処理（「保有個人情報の開示・訂正・利用停止事務取扱要綱」に定めるものを除く。）は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 2 この要綱において使用する用語は、法、番号利用法及び東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）において使用する用語の例による。
- 3 この要綱において局等とは、東京都情報公開事務取扱要綱（平成11年12月27日付11政都情第389号）に定める局情報コーナーを設置する局をいう。

⁸ 法第5章第2節中、法第71条〔外国にある第三者への提供の制限〕及び第72条〔個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求〕、第73条〔仮名加工情報の取扱いに係る義務〕は、この要綱上の定めはないが、このうち法第71条については、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）』5-6及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-6（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）に沿った対応を採ることとする。

⁹ ＊ 地方独立行政法人は、法第28条〔外国にある第三者への提供の制限〕について、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）』に沿った対応が求められる。

なお、これらの規定〔外国にある第三者への提供の制限〕は、上記のとおり、官民ともにこれに対応する規定があるが、法第28条は法第71条と異なり、「利用目的以外の目的のために」（法第71条第1項）提供する場合の規定ではないため、地方独立行政法人においてはこの点注意されたい（法第23条又は第61条〔安全管理措置〕は、安全管理措置としての「外的環境の把握」の取組自体は各ガイドライン等で同様に位置づけられる）

¹⁰ ＊ 地方独立行政法人は、法第4章第2節中、法第31条〔個人関連情報の第三者提供の制限等〕及び第32条〔保有個人データに関する事項の公表等〕、第33条〔開示〕から第39条〔事前の請求〕までは、この要綱上の定めはないが、このうち、法第32条から第39条までは、「地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの」（法第58条第1項第2号）である地方独立行政法人には適用されない。

このため、東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成3年9月25日3情都情第193号）を参照する必要がある。

第2 管理体制

【解説2】

この要綱「第2 管理体制」は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努める義務があること¹¹、保有個人情報を漏えい、滅失及び毀損することなどがないように必要な措置を講じ、適正に管理する義務があること¹²、事務を執行する上で保存する必要がなくなった保有個人情報（歴史的資料として保有される¹³場合を除く。）は、速やかに消去し、これを記録した公文書を廃棄する義務があること¹⁴等を踏まえ、必要となる管理体制を定めたものである（旧条例第3章〔実施機関における個人情報の管理〕第7条〔適正管理〕関連）。

なお、法第66条第1項中「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置などがあるとされる¹⁵。

（1）保有個人情報を取り扱う事務は、原則として課ごとに登録するものであることなどから、保有個人情報の適正な管理をするために、当該事務をつかさどる課長等の指揮監督により、必要な措置を講ずるものとする¹⁶。

（2）事務の目的を達成するのに必要でない場合は、必ずしも正確、最新であることを要しないものである¹⁷。

（3）保有個人情報を記録した公文書は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するものとする¹⁸。

（4）保有個人情報を記録した公文書は、庁舎外に持ち出してはならないものとする。ただし、事務の遂行上必要と認められる場合は、この限りでない¹⁹。

（5）前項ただし書の規定により、庁舎外に持ち出す場合は、盗難又は紛失を防止するための安全確保措置を講ずるものとする²⁰。

（6）廃棄に当たっては、第三者が当該廃棄物を入手することにより保有個人情報が他に漏えいすることのないよう、裁断等により確実に処理するものとする²¹。

¹¹ 旧条例施行通達（平成3年3月26日2情都個第26号「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」）。以下同じ。）／第7条関係／第1 趣旨／1。都の機関は法第65条〔正確性の確保〕。

＊ 地方独立行政法人は法第22条〔データ内容の正確性の確保等〕が適用されるため、この要綱上、本条に関する事項について「保有個人情報」とあるのは、「個人データ」である。

¹² 旧条例施行通達／第7条関係／第1 趣旨／2。都の機関は法第66条〔安全管理措置〕。

＊ 地方独立行政法人は法第23条〔安全管理措置〕が適用されるため、この要綱上、本条に関する事項について「保有個人情報」とあるのは法においては「個人データ」である。

¹³ 旧条例施行通達／第7条関係／第1 趣旨／5

「東京都公文書館において都の発展経過を示す資料として保有される場合などをいう。」

¹⁴ 旧条例施行通達／第7条関係／第1 趣旨／3

¹⁵ 『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』4-3-1-1(1)参照。

この他、技術的安全管理措置（後述第8〔その他〕参照）及び外的環境の把握（前掲8）参照。保有個人情報が取り扱われる外国の特定、外国の個人情報の保護に関する制度等の把握等）も挙げられる。

＊ 地方独立行政法人においても、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』で同様の取組が求められる（法第23条〔安全管理措置〕）。

¹⁶ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／1

¹⁷ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／2

¹⁸ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／3

¹⁹ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／4

²⁰ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／5

²¹ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／7

（組織的安全管理措置）**【解説3】**

この要綱第2. 1から16まで及び24から26までは、組織的安全管理措置に関して定めたものである。具体的には、組織体制の整備、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用、個人情報の取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しが挙げられる²²。

（個人情報保護責任者等）

- 1 各局等に局等における個人情報保護責任者を置くこととし、局等の長をもって充てる。
- 2 各部（部に相当する室及び所を含む。以下「部等」という。）に部等における個人情報保護責任者を置くこととし、部等の長をもって充てる。
- 3 各課（課に相当する室及び所を含む。以下「課等」という。）に課等における個人情報管理責任者を置くこととし、課等の長をもって充てる。
- 4 2又は3の規定にかかわらず、保有個人情報を取り扱う事務を担当する担当部長又は担当課長が別に置かれている場合は、これを部等における個人情報保護責任者又は個人情報管理責任者とすることができる。
- 5 個人番号（番号利用法第2条第5項及び第9項に規定する個人番号²³をいう。以下同じ。）、特定個人情報（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）及びこれらと同等の水準により管理された個人情報²⁴を取り扱う局等に、監査責任者を置くこととし²⁵、局等における個人情報保護責任者が指名する者をもって充てる。

（個人情報保護責任者等の責務）

- 6 局等又は部等における個人情報保護責任者は、局等又は部等における個人情報の管理に関する統括的な権限及び責任を有し、個人情報管理責任者は、課等における保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。
- 7 監査責任者は、局等における5に定める個人情報等の管理状況について監査する²⁶。

²² 前掲15)参照

²³ 番号利用法第2条第5項の個人番号（「第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの」）だけでなく、同条第9項の個人番号（「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの」）を含む。

「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』第2条第9項に定義される個人番号の範囲について（周知）」（令和3年10月22日付個人情報保護委員会）によれば、「例えば個人番号（マイナンバー）の一部のみを用いたものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号（マイナンバー）の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号（マイナンバー）に該当するものと判断されることがある」とされる（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211022_chuukanki.pdf）。

²⁴ 例えば、個人番号利用事務及び個人番号関係事務を処理するにあたって、特定個人情報だけでなく（一般の）個人情報も併せて用いる場合があり、既に当該特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報等が想定される。その場合は、既に特定個人情報の保護について設置された監査責任者が、併せて当該個人情報等を監査することもあり得る。

²⁵ 番号利用法第4条〔国の責務〕及び法第131条〔任務〕に基づき定める『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）』（平成26年12月18日（令和5年7月一部改正）個人情報保護委員会策定）別添1「特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」中「**2** 講ずべき安全管理措置の内容」 「C 組織的安全管理措置」 「a 組織体制の整備」に「監査責任者の設置及び責任の明確化」と記載。

²⁶ 前掲）別添1中**2**C「e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」に「監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び他部署等による点検を含む。）

(特定個人情報事務取扱担当者)

- 8 個人情報管理責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務（個人番号利用事務及び個人番号関係事務）ごとに、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(個人情報安全管理基準の策定)

- 9 局等における個人情報保護責任者は、局等における保有個人情報の安全管理に関する基準を整備しなければならない²⁷。
- 10 部等における個人情報保護責任者又は個人情報管理責任者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であると認めるときは、部等又は課等における保有個人情報の安全管理に関する基準を策定することができる。ただし、その場合は、局等における基準との齟齬がないよう策定するものとする。

(自己点検及び監査)

- 11 個人情報管理責任者は、9及び10に基づき策定した保有個人情報の安全管理に関する基準による点検を毎年度1回以上行わなければならない。
- 12 監査責任者は、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を局等における個人情報保護責任者及び総務局総務部情報公開課長（以下「情報公開課長」という。）に報告する²⁸。
- 13 局等における個人情報保護責任者は、点検又は監査の結果を踏まえ、保有個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない²⁹。

(特定個人情報等の利用等)

- 14 特定個人情報事務取扱担当者は、8に基づき指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用してはならない。
- 15 個人情報管理責任者は、前項の規定にかかわらず、番号利用法第30条第1項の規定により読み替えて適用される法第69条第2項第1号の規定³⁰に基づき、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報事務取扱担当者に、指定された役割及び取り扱う範囲を超えて、特定個人情報等を利用させることができる。
- 16 個人情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

を行い、その結果を総括責任者に報告する。」と記載。

²⁷ 当該基準を整備するにあたって参考となるものとして、情報公開課では「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(平成17年8月9日17生広情報第284号)を定める(https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannrikijunimeji.pdf)。

²⁸ 前掲25)参照

²⁹ 前掲25)「総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。」と記載。

³⁰ 法第69条第2項柱書は、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と定め、第1号として「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」を掲げる。

番号利用法第30条第1項は、法第69条第2項について、「自ら利用し、又は提供する」とあるのは「自ら利用する」と、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とあるのは「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と読み替える。

（物理的安全管理措置）**【解説4】**

この要綱第2. 17から22までは、物理的安全管理措置に関して定めたものである。具体的には、個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄が挙げられる³¹。

この要綱第2. 22中「保有個人情報並びに保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合又は定められている保存期間を経過した場合」とは、公文書の保存年限が終了した場合及び当該個人情報を今後事務処理に使用する必要がなくなった場合はもとより、権利義務関係を明確にしておく必要がなくなったことその他の理由により一定期間保存する必要がなくなったことをいう³²。

（保有個人情報の管理等）

- 17 職員は、保有個人情報を記録した公文書（電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を施錠できる保管庫等に厳重に保管しなければならない。特定個人情報等を記録した公文書は施錠できる耐火金庫等³³に厳重に保管しなければならない。
- 18 個人情報管理責任者は、保有個人情報を記録した公文書を保管した保管庫等の鍵等を適切に管理しなければならない。
- 19 職員は、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出してはならない。ただし、個人情報管理責任者が事務の遂行上必要と認める場合は、この限りでない。
- 20 前項ただし書の規定により、保有個人情報を記録した公文書を庁舎外に持ち出す場合は、個人情報管理責任者の指示に従い、盗難又は紛失を防止するための安全管理措置を講じなければならない。
- 21 個人情報管理責任者は、17から20までに定めるもののほか、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し³⁴、保有個人情報及び都の各局等（10の規定に基づく部等又は課等における基準を策定した場合は、部等又は課等）が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの³⁵に係る不正アクセス、虚偽記載、改ざん若しくは不適正な消去又はその他保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「保有個人情報に係る事故」という。）がないよう保有個人情報を適正に管理しなければならない。

（廃棄等）

- 22 個人情報管理責任者は、保有個人情報並びに保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合又は定められている保存期間を経過した場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により、速やかに当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

なお、委託を行う場合、契約、協定等において、委託完了時の個人情報の返還、廃棄、消去等について、あらかじめ定めるものとし、廃棄を行う際には、職員の立会等必要な措置を講じ、廃棄、消去等を行った際には、完了報告を受領しなければならない。

³¹ 前掲15)参照

³² 旧条例施行通達／第7条関係／第1 趣旨／4

³³ 前掲25)別添1中②「E 物理的安全管理措置」b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止」に記載

³⁴ 保有個人情報が記載されている書類等を持ち出すことを意図して所定の手続を経た上で持ち出す行為（この要綱第2. 19ただし書）のほか、持ち出すこと等を意図せずに行われた誤送付等（誤送信・誤交付、ウェブサイトへの誤掲載等）についても、保有個人情報を記録した公文書の不適正な持ち出しその他保有個人情報の漏えい等として、保有個人情報に係る事故に含まれる。

³⁵ 令和6年3月14日付け個情第443号通知に伴う対応

(人的安全管理措置)

【解説5】

この要綱第2. 23は、人的安全管理措置に関して定めたものである。具体的には、従事者の教育が挙げられる³⁶。また、このような教育をするための研修の参加の機会を付与する等の必要な措置もこれに含まれる。

(教育訓練)

23 個人情報管理責任者は、保有個人情報の適切な管理のために、所属職員に対して、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理等に関する理解と関係規程遵守の徹底が図られるよう必要な指導及び教育³⁷を行わなければならない。

³⁶ 前掲32)参照

また、所属職員に対して指導及び教育を行う立場にある個人情報管理責任者等に対して、課等における保有個人情報の適切な管理を司るための教育研修を定期的を実施すること等もこれに含まれる。

³⁷ 特定個人情報については、番号利用法上は、同法第29条の2〔研修の実施〕の規定がある(「行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。第32条において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。」)。

特定個人情報以外の個人情報については、法において特段このような直接的な規定はないが、法第66条〔安全管理措置〕の規定から導出される。

(事故発生時の対応)

【解説6】

- この要綱第2. 24から26までは、保有個人情報³⁸に係る事故の対応を定めたものである。
- (1) この要綱第2. 24で報告を行った事故については、同要綱第3. 6（保有個人情報についての事故等の報告）を参照の上、遺漏なく各報告を行うこと。
- (2) この要綱第5（苦情相談）及び第6（事業者指導）、第7（委託等）についても、必要に応じて参照の上、遺漏なく各対応を行うこと。

- 24 個人情報管理責任者は、保有個人情報に係る事故の発生若しくはそのおそれがある事象を把握した場合又は特定個人情報事務取扱担当者その他の職員が関係規程に違反した行為を行った事実の発生若しくはそのおそれがある事象を把握した場合、直ちに、被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、速やかに局等及び部等の個人情報保護責任者並びに情報公開課長に報告しなければならない。
- 25 個人情報管理責任者は、前項に規定する事故又は事象（以下「事故等」という。）のうち、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）第43条³⁹各号に該当するもの又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項⁴⁰に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号。以下「特定委員会規則」という。）第2条各号に該当するものについては、事故等の発生を把握した時点から5日以内に、個人情報保護委員会の指定する報告フォームにより、個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 26 個人情報管理責任者は、委員会規則第45条⁴¹の規定に基づき、同規則第43条各号に該当する場合又は特定委員会規則第5条の規定に基づき、同規則第2条各号に該当する場合は、速やかに本人に対して通知しなければならない。それ以外の場合であっても、事案の内容等に応じて通知を行うものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な当該通知に代わるべき措置をとるとき⁴²又は当該保有個人情報に法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるとき⁴³は、この限りでない。

³⁸ * 地方独立行政法人は法第26条〔漏えい等の報告等〕が適用されるため、この要綱上、本条に関する事項について「保有個人情報」とあるのは法においては「個人データ」である。

³⁹ * 地方独立行政法人においては「第7条」と読み替える〔個人の権利利益を害するおそれ大きいもの〕。以下同じ。

⁴⁰ 番号利用法第29条の4〔特定個人情報の漏えい等に関する報告等〕

⁴¹ * 地方独立行政法人においては「第10条」と読み替える〔本人に対する通知〕。

⁴² 法第26条第2項（地方独立行政法人）及び第68条第2項第1号（都の機関）において共通

⁴³ 法第26条第2項（地方独立行政法人）にはなく、第68条第2項第2号（都の機関）のみに規定。

* よって、法においては地方独立行政法人は法第26条第2項の措置しかとることができないとされる。

ただし、地方独立行政法人につき、漏えい等した保有個人情報には、法第78条第1項各号に掲げる不開示情報を含み得る。

このため、法第68条第2項第2号に該当するような場合は、本人に対する通知を控えるべき状況も想定し得るが、こうした場合の法第26条第2項の措置については国のガイドライン等に記載がないため、この要綱第2. 24による情報公開課に対する報告の場面等で相談の上対応することが重要である。

第3 報告事項

【解説7】

この要綱「第3 報告事項」は、情報公開課及び東京都情報公開・個人情報保護審議会並びに個人情報保護委員会に報告する事項を定めたものである（旧条例第3章から第5章まで（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の一部の規定関連）。

この要綱第3. 1から3までは、旧条例第4章（保有個人情報の利用及び提供）第10条（利用及び提供の制限）及び第11条（外部提供の制限）に関連するものである。

- （1）目的外利用又は目的外提供をする場合には、利用又は提供の相手方に、使用目的、使用方法、必要とする個人情報の内容及び人数などを明記した文書の提出を求めるなど、目的外利用又は提供の判断に当たってはその必要等を十分に吟味し、慎重に行う必要がある⁴⁴。
- （2）目的外利用又は目的外提供をする場合には、必要に応じ、利用又は提供の相手方に対し、使用目的や方法など必要な条件を付すこと⁴⁵。
- （3）本人の同意による場合における事前に他の目的に利用又は提供をすることがある旨の説明の方法としては、一般的には、個人情報を収集する際に調査票、申告書等に他の目的に利用し、又は提供をすることがある旨を明示し、同意を求めることなどが考えられる⁴⁶。
- （4）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）や弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会は、法令等の趣旨、目的により相手方に報告すべき義務を課すものと解される⁴⁷。
- （5）特定の者のみを対象として作成・配付されているものなどの公知性に欠けるものは、出版、報道等により公にされているとして目的外利用又は目的外提供をすることができないものであるから、留意すること⁴⁸。
- （6）学術研究又は統計の作成のために目的外利用又は目的外提供をする場合は、利用者や受領者に対して、公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件に付するなど、個人の権利利益の侵害とならないよう留意すること⁴⁹。

（保有個人情報の目的外利用・目的外提供の報告）

- 1 保有個人情報⁵⁰の目的外利用⁵¹又は目的外提供⁵²を行う場合は、次のとおりとする。

⁴⁴ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／1

⁴⁵ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／2

⁴⁶ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／3

⁴⁷ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／4

⁴⁸ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／5

⁴⁹ 旧条例施行通達／第10条関係／第2 運用／6

⁵⁰ ＊ 地方独立行政法人は法第4章第2節（法第17条から第21条まで（ただし第18条第3項第6号を除く。）は「個人情報」、第22条から第30条まで（ただし第18条第3項第6号を含む。）は「個人データ」に関する規定）が適用されるため、この要綱上、本条に関する事項について「保有個人情報」とあるのは法においては「個人情報又は個人データ」である。

⁵¹ ＊ 地方独立行政法人においては「目的外利用等」と読み替える。以下同じ（個人情報に付き次のとおり）。

- ①法第17条第2項による変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えない利用
- ②法第18条第1項及び第2項によるあらかじめ本人の同意を得て行う利用目的の範囲を超えた取扱い
- ③法第18条第3項第各号（第5号は当該法人が学術研究機関等）による取扱い（ただし、個人データについての同条同項第6号は除く。）

⁵² ＊ 地方独立行政法人においては「第三者提供」と読み替える。以下同じ（個人データに付き次のとおり）。

- ①法第27条第1項柱書によるあらかじめ本人の同意を得て行う第三者への提供
- ②法第27条第1項各号（第5号及び第6号は当該法人が学術研究機関等）による第三者への提供
- ③法第28条第1項による同条にいう外国にある第三者への提供のうち利用目的以外の目的によるもの

なお、法第18条第3項第6号による個人データの第三者への提供を含む。

- (1) 法第69条⁵³の規定に基づき各局等が、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行うに当たっては、原則として、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の依頼について」（別記第1号様式）による。
- (2) 各局等は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供をする場合には、必要に応じ、利用又は提供の相手方に対し、使用目的や方法など必要な条件を付するものとする。
- (3) 各局等は、保有個人情報の目的外利用又は目的外提供を行った場合には、「保有個人情報の目的外利用・目的外提供の実績報告書」（別記第2号様式）により、毎月、総務局総務部情報公開課（以下「情報公開課」という。）に報告する。
- (4) 法第69条第2項第2号を根拠とする目的外利用⁵⁴又は同条第2項第3号を根拠とする目的外提供⁵⁵については、各局等は、利用又は提供を行った後、「法第69条第2項第2号に係る保有個人情報の目的外利用報告」（別記第3号様式）又は「法第69条第2項第3号に係る保有個人情報の目的外提供報告」（別記第4号様式）により速やかに情報公開課に報告する。

（特定個人情報の利用の報告）

- 2 各局等は、番号利用法第30条第1項の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた利用を行った場合には、「特定個人情報の目的外利用実績報告書」（別記第5号様式）により毎月、情報公開課に報告する。

（特定個人情報の提供の報告）

- 3 各局等が、番号利用法第19条第13号及び第15号から第17号まで⁵⁶に定める特定個人情報の提供を行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 提供を行うに当たっては、相手方から文書を求める方法によって行うものとし、原則として、「特定個人情報の提供依頼について」（別記第6号様式）による。
 - (2) 提供を行った場合には、「特定個人情報の提供実績報告書」（別記第7号様式）により毎月、情報公開課に報告する。

⁵³ * 地方独立行政法人においては「法第17条及び第18条、第27条、第28条」と読み替える。以下同じ。

⁵⁴ 「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」(旧条例第10条第1項第6号「同一実施機関内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。」に相当)。

* 地方独立行政法人においては、「法第17条第2項並びに第18条第1項及び第2項、第3項第4号を根拠とした当該地方独立行政法人の内部での個人情報の利用」と読み替える。

⁵⁵ 「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」

なお、旧条例第10条第2項(「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等(以下この号において「国等の機関」という。)に提供する場合で、国等の機関が事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。」)に相当。

* 地方独立行政法人においては、「第27条第1項柱書並びに同項4号(当該地方独立行政法人が学術研究機関等である場合は、第18条第3項第6号及び第27条第1項第5号から第7号までを含む。)、第28条を根拠とした当該地方独立行政法人以外の他の地方独立行政法人、行政機関、独立行政法人又は地方公共団体の機関に対して行う個人データの提供」と読み替える。

⁵⁶ 第13号(「委員会…に提供するとき。」)及び第15条(「…各議院審査等…その他政令で定める公益上の必要があるとき。」)、第16号(「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」)、第17号(「個人情報保護委員会規則で定めるとき。」)

（その他報告事項）

【解説8】

第3. 4及び5は、旧条例第5章第13条〔開示請求方法〕及び第17条の3〔保有個人情報の存否に関する情報〕、第19条〔訂正請求方法〕、第21条の4〔利用停止請求方法〕に関連するものである。

（1）法第81条により存否応答拒否をするときは、法第82条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある⁵⁷。

（2）存否応答拒否をする必要がある個人情報については、当該保有個人情報が実際には存在しない場合であっても、不存在決定をするのではなく存否応答拒否をするものである⁵⁸。

（3）本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする⁵⁹。

また、第3. 6は、旧条例第3章に関連するものである。

（保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の報告）

4 各局等は、保有個人情報の開示請求等があった場合には、請求件数及び決定内容について、「保有個人情報運用実績報告書」（別記第8号様式）により毎月、情報公開課に報告する。

（存否応答拒否事案の報告）

5 法第81条に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、不開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第9号様式）により報告する。

（保有個人情報についての事故等の報告）

6 各局等は、第2. 24で報告を行った事故等について、事故等の内容、これに対して講じた措置の概要、今後の改善対策等を、「個人情報に係る事故報告について」（別記第10号様式）により、事故等の発生を把握した時点から30日以内（委員会規則第43条第3号又は特定委員会規則第2条第2号に該当する場合は60日以内）に情報公開課に報告するとともに、第2. 25で個人情報保護委員会に報告した内容の確報を、個人情報保護委員会の指定する報告フォームにより報告する。また、委員会規則第43条各号及び特定委員会規則第2条各号に該当せず、第2. 25で報告を行わなかったものについて、後に該当することが判明した場合も、報告を行うものとする。なお、個人情報保護委員会に確報を行った場合、情報公開課への報告は、別記第10号様式に代えて、報告フォームに入力した内容を報告することで足りるものとする。

⁵⁷ 旧条例施行通達／第17条の3関係／第2 運用／1

⁵⁸ 旧条例施行通達／第17条の3関係／第2 運用／2

⁵⁹ 旧条例施行通達／第17条の3関係／第2 運用／3

第4 審議会への報告等

【解説9】

この要綱「第4 審議会への報告等」は、東京都情報公開・個人情報保護審議会に報告する事項を定めたものである（旧条例第7章〔東京都情報公開・個人情報保護審議会〕関連）。

『個人情報の保護に関する法律施行条例についての事務対応ガイド』（令和5年3月総務局総務部情報公開課策定）第8条関係を参照のこと。

（審議会への報告）

- 1 各局等は、保有個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときは、原則として、審議会に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第11号様式）により報告するものとする。
- 2 審議会は、前項に関し必要があると認めるときは、関係資料の提出及び関係職員の出席を求めることができるものとする。

第5 苦情相談⁶⁰

【解説10】

この要綱「第5 苦情相談」は、法第14条が、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について、当事者間の解決を基本としつつ、国、地方公共団体、事業者、認定個人情報保護団体が有機的に連携し、複層的な苦情処理システムを構築するという考えに立って、地方公共団体が苦情の処理に努めるべき旨を定めていること⁶¹（旧条例第8章〔民間部門の個人情報の保護〕第29条の2関連）の他、法第128条が、行政機関の長等の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応する義務があることを定めていること⁶²（旧条例第6章〔救済の手続〕第23条関連）等を踏まえ、都が苦情の処理に努める姿勢を明確にするために定めたものである。

（１）苦情処理については、苦情の多くは、各局等における個人情報の日常的な処理、利用等との関連において発生するものであることから、当該局等の責任において適切かつ迅速な処理に努めるものとする⁶³。

（２）苦情処理は、個別案件の解決を図るという側面に加えて、個人情報保護制度の改善・充実に資するという側面もあるので、これについては、迅速かつ適切に対応しなければならないものとする⁶⁴。

（個人情報相談総合窓口の設置及び苦情・相談の受付）

1 各局等における個人情報に関する苦情・相談受付体制は、次のとおりとする。

（１）事業者の取り扱う個人情報及び都が保有する個人情報に係る相談に対応するため、情報公開課に個人情報の取扱いについて総合的に相談に応ずる窓口（以下「個人情報相談総合窓口」という。）を置く。

（２）事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、個人情報相談総合窓口のほか、消費生活総合センター及び各局等において受け付けるものとする。

（３）都が保有する個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、個人情報相談総合窓口及び各局等において受け付けるものとする⁶⁵。

（苦情・相談の処理のあっせん等）

2 各局等において、個人情報に関する苦情・相談を受け付けた場合には、次のとおりあっせん等の対応を行う。

（１）苦情・相談の処理のあっせん等は、原則として、当該苦情等の内容に係わる業務を担当する課所が行う⁶⁶。

（２）情報公開課は、個人情報の取扱いに関する総合的な窓口として、都民、事業者及び都の各局等に対し情報提供を行うとともに、苦情・相談にも対応する。

（３）苦情・相談処理のあっせん等を行う場合には、次の事項に留意するものとする。

ア 苦情・相談対応は、相談者と事業者との間の解決を基本とし、相談者に個人情報保護制度を説明し、事業者又は事業者団体の苦情・相談窓口を紹介するなど自主的な解決に向けた方法を助言する。

イ 相談者が既に事業者と交渉しているなど、相談者が自ら解決することがこれ以上は困難

⁶⁰ 基本的に旧条例第8章〔民間部門の個人情報の保護〕関連である（一部において旧条例第6章〔救済の手続〕関連がある）。

⁶¹ 旧条例施行通達／第29条の2関連／第1 趣旨／1

⁶² 旧条例施行通達／第23条／第1 趣旨／1

⁶³ 旧条例施行通達／第23条／第2 運用／1

⁶⁴ 旧条例施行通達／第23条／第2 運用／2

⁶⁵ 旧条例第6章（第23条〔苦情の処理〕）関連

⁶⁶ 旧条例第6章（第23条）及び第8章第29条の2〔事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理〕関連

であると認めるときは、事業者又は事業者団体に連絡し、相談者への連絡を依頼するなど必要な措置をとる。

ウ 苦情・相談を受け付けたときは、法令に基づき、個人情報を適正に取り扱うよう事業者を指導するなど、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

- (4) 苦情・相談を受け付けた場合、苦情・相談の内容、対応の経過及び結果等を、原則として、「個人情報相談処理票」（別記第12号様式）に記録し、その概要を、毎月、「個人情報についての苦情・相談の実績報告書」（別記第13号様式）により、情報公開課に報告する。

(表現の自由等への配慮)

- 3 苦情・相談処理のあつせん等に当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

第6 事業者指導

【解説11】

この要綱「第6 事業者指導」は、法第14条⁶⁷（旧条例第8章〔民間部門の個人情報の保護〕第29条の2関連）を踏まえ、法第170条に基づき地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととされた事務を行うにあたっての手續等を定めたものである。

（処理調整）

- 1 受け付けた苦情・相談について、当事者間の交渉で解決せず、事業者における個人情報の不適正な取扱いのおそれがあり、事業者に対する指導を要する場合は、個人情報保護委員会に連絡を行う。

（説明又は資料の提出の要求）

- 2 事業者指導担当課が、事業者に対して苦情・相談に係る個人情報の取扱いについての事実を明らかにするため説明又は資料の提出を求める場合には、必要な限度で行うものとし、原則として書面による。

（助言及び勧告等）

- 3 事業者指導担当課は、法第170条に基づき、権限の委任がなされた場合に限り、助言及び勧告等を行うことができる。

（その他）

- 4 事業者指導の具体的な事務執行については、行政手続法（平成5年法律第88号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）等を踏まえるものとする。

⁶⁷ 旧条例施行通達／第29条の2関連／第1 趣旨／1

第7 委託等

【解説12】

都の事務事業の中には、専門性、迅速性、経済性などから住民サービスの向上のために都の外部の事業者にも事務を委託することがある。

この要綱「第7 委託等」は、個人情報を取り扱う事務を業者に委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要と思われる措置を講じることが定められたものである⁶⁸（旧条例第3章〔実施機関における個人情報の管理〕第8条〔委託等に伴う措置〕及び第8条の2〔再委託〕、第9条〔受託者等の責務〕関連）。

この要綱第7. 1中「個人情報を取り扱う事務」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれる全ての場合をいう。例えば、配送委託のように、対象者の名簿を配送業者に渡すなど、主たる作業に付随する資料として保有個人情報が提供される場合も含まれる⁶⁹。

この要綱第7. 2中「受託者等に対する十分かつ適切な監督」とは、受託者等に対し、契約書等に明記した措置の遵守状況について履行中に適宜報告を求めること、また、必要があると認める場合には、受託者等に対して実地の調査を行うことなどである⁷⁰。

（1）法第66条第2項は、受託者等について、法第66条第1項に規定する行政機関の長等である東京都知事等と同様の安全確保の義務を明らかにしたものであると解される⁷¹。

（2）法第67条は、受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者について、行政機関等である東京都の職員と同様の責務を明らかにしたものであると解される⁷²。

（委託等に伴う措置）

- 1 個人情報を取り扱う事務を委託するとき又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるとき（以下「委託等を行うとき」という。）は、当該委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者又は当該指定管理者（以下「受託者等」という。）において、都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 2 委託等を行うときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、受託者等に対する十分かつ適切な監督⁷³を行わなければならない。
- 3 受託者等が行う受託業務又は公の施設の管理業務等に伴って生じる個人情報については、都が保有する個人情報であるか、受託者等が自ら保有する個人情報であるかによって、開示請求等の取扱い及び法の罰則の適用が異なるため、契約、協定の締結に当たっては、その範囲を明らかにするものとする。

⁶⁸ 旧条例施行通達／第8条関係／第1 趣旨／1

⁶⁹ 旧条例施行通達／第8条関係／第1 趣旨／2

⁷⁰ 旧条例施行通達／第8条関係／第1 趣旨／5

⁷¹ 旧条例施行通達／第9条関係／第1 趣旨／2

⁷² 旧条例施行通達／第9条関係／第1 趣旨／3

⁷³ ＊地方独立行政法人においては、法第25条（委託先の監督）の「委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督」を行わなければならない。

法第5章にはこのような直接的な規定がないが、法第66条〔安全管理措置〕について解説する『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）』5-3-1(1)に次の記載がある。

「個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。」

このため、都の機関においては、「委託先に対して必要かつ適切な監督」を行わなければならない。

(契約における留意事項)

- 4 委託等を行うときは、契約書等（必要に応じて仕様書を含む。）に、当該委託等の趣旨、目的に応じて、次の事項を記載するものとする⁷⁴。
 - (1) 個人情報の秘密保持に関すること（委託の用に供する個人情報が、不正競争防止法（平成5年法律第47号）における営業秘密や限定提供データに該当し得る場合はその旨を記載する。）
 - (2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
 - (3) 再委託及び再々委託等における条件に関すること。
 - (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。
 - (5) 委託完了時における個人情報の返還、廃棄、消去等の義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）
 - (6) 個人情報の廃棄、消去等の完了報告義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）
 - (7) 個人情報の管理方法の指定に関すること。
 - (8) 契約内容の順守状況についての定期的報告（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）に関すること。
 - (9) 個人情報の管理状況について、必要に応じ、職員が立入調査を行うこと（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）。
 - (10) 事故発生時における報告義務
 - (11) 受託者等における当該委託に従事する者に対する教育・研修義務（再委託及び再々委託の相手方等を含む。）
 - (12) 義務違反又は義務を怠った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。
 - (13) その他当該契約において必要とする個人情報の保護に関する事項
- 5 受託者等における責任者及び当該委託に従業する者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等については、書面で確認するものとする。
- 6 指定管理者の募集に際しては、応募者が個人情報保護について十分に理解して事業計画に反映できるように、募集要項等に記載するとともに協定等で規定する。これらの規定については、必要に応じて、情報公開課と調整するものとする⁷⁵。

(再委託等)

- 7 受託者等が受託した事務の全部又は一部を再委託（委託の相手方の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。）するときは、都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認の上、承認を行うものとする。ただし、特定個人情報に係る事務について、当該事務の全部又は一部を再委託するときは、番号利用法第10条第1項に定める許諾⁷⁶を行うものとする。これらは、再委託を受けた者が更に再委託を行う場合以降（これらを以下「再委託等」という。）も同様とする。
- 8 前項の承認又は許諾に当たり、再委託等の制限又は事前承認等、再委託等に係る条件に関する事項を契約書等に明記することとし、当該再委託等を受ける者において保有個人情報を適切に管理する能力を有するかどうかを慎重に判断しなければならない。
- 9 再委託等を認める場合は、受託者等が当該再委託等を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、監督を行わなければならない。

⁷⁴ 旧条例施行通達／第8条関係／第2 運用／1

⁷⁵ 旧条例施行通達／第8条関係／第2 運用／2

⁷⁶ 番号利用法第10条(再委託)第1項に「許諾」の規定があり、旧条例も同様である(旧条例第8条の2)。

第8 その他

（その他の安全管理措置等）

【解説13】

この要綱「第8 その他」は、その他の安全管理措置等について定めたものである。

この要綱第8. 1は、東京都が保有する個人情報の保護対策の一貫性を確保し、個人の権利利益を保護するため、受託者等、受託事務従事者等及び公の施設の管理事務従事者等の責務を明らかにした旧条例第9条と同趣旨のものである⁷⁷。

この要綱第8. 2は、情報処理システムの安全確保については、東京都サイバーセキュリティ基本方針等を踏まえて策定された内部管理規程の定めによることとすることを定めたものである⁷⁸。

1 個人情報に関して委託等を行う場合、当該個人情報の取扱いについては、この要綱を遵守するほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項に基づく次の方針等⁷⁹の趣旨も踏まえ、個人情報の保護に万全を期すものとする。

（1）東京都内部統制基本方針

（2）東京都内部統制推進要綱

2 保有個人情報に関して電子的処理を行う場合、当該保有個人情報の取扱いについては、この要綱を遵守するほか、次の規程等に留意し、保有個人情報の保護に万全を期すものとする。

（1）東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和5年東京都訓令第35号）

（2）東京都サイバーセキュリティ基本方針

（3）東京都サイバーセキュリティ対策基準

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日までの間における第7. 2（3）の規定の適用については、「東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成27年10月27日付27総行革行第327号）」とあるのは、「東京都情報セキュリティ対策基準（平成19年8月3日付19総行革行第157号）」とする。

附 則

⁷⁷ 旧条例施行通達／第9条関係／第1 趣旨／1

⁷⁸ 旧条例施行通達／第7条関係／第2 運用／6

前掲15)によれば、技術的安全管理措置としては、具体的には、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止が挙げられる。

⁷⁹ 同法第244条の5(情報システムの利用に係る基本原則)第2項においても、情報システムの利用に当たってサイバーセキュリティの確保、個人情報の保護その他の措置を講じなければならない旨規定される。

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式から別記第21号様式の改正については、平成31年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。